豊前総合法律事務所

News Letter

企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん！

2024年
5-6月合併号
VOL.09

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします！

目 次

P1 ◆プライベートのひとこま
◆アンケート回答
P2 ◆経営・実務に役立つおすすめ書籍紹介
◆フィルムのなかの弁護士
P4 ◆法改正事情情報
P5 ◆セミナー報告
◆従業員の声、聴いてみませんか？
P6 ◆弊所スタッフ飯沼安彦が行政書士に合格しました！

経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。

すべてのスタッフが個性を生かしながらも同じ方向を向き、**日本一「この」地域を愛し、「この」地域のためになれる最高峰の地域密着型法律事務所**を目指してまいります。

プライベートのひとこま

ゴールデンウイークに開催された、**小倉総合車両センター**の見学にいってまいりました。
この見学ツアーはかなり人気のようで、早めに予約したにも関わらず、定員締め切り間近でした。それもそのはず、ツアー専用の電車に乗って、**普段は入れない線路**を通って入場したり、**現役の社員食堂**で食事をしたりと、特別な体験が満載でした。

やはり子ども連れの方が目立ちましたが、大人のみの参加者も一定数おられました。それぞれの目に、どんな思い出が映っておられるのだろうと、お話を聞いてみたくなったものです。

また、いつも乗っている電車が、本当にたくさんの工程を経て線路に出ているのだと目の当たりにしました。人の命を預かる乗り物、万が一を起こすものかという強い決意を感じました。我々も、お客様の人生の大きな転機に関わる者として、決意を新たにしています。

帰りの電車のなかで「また行こう！明日！」と元気よく宣言した子どもたちのためにも、楽しい思い出をたくさん作ってあげたいと思います。

あなたの声をお聴かせください！ ～ニュースレターアンケート回答のお願い～

かの松下幸之助さんは、「**衆知を集める**」と言いました。お客様、クライアントの率直なご意見は、私たちのこれからの活力になりますし、改善を積み重ねるきっかけになります。

日本を代表する企業であるトヨタでは、社員から毎日約１６００件もの改善提案があがってきて、会社はその９割に応えているそうです。そうして「**カイゼン**」を積み重ねる企業風土こそがトヨタの最大の強みであり、他社が追随できない差別化のポイントなのだそうです。トヨタが工場見学などを許しているのは、なかを見て真似ようと思っても、その企業風土までは真似できないということなのでしょう。

お客様から、スタッフから、さまざまな意見を取り入れて、日々改善を重ねていきたいと思っています。「**微差は大差**」です。少しずつでも**成長**していける企業体を創ってまいります。ぜひともアンケートにご協力ください。

Copyright (C)豊前総合法律事務所 All Rights Reserved.

経営・実務に役立つおすすめ書籍紹介

～令和５年度　日本商工会議所青年部　会長　木村麻子　著「新時代の組織づくり」～

日本商工会議所青年部（以下「日本YEG」といいます。）は、日本の経済3団体の1つと言われており、令和5年度の会員数は3万2400名ほど。その単会のひとつ、中津商工会議所青年部（以下「中津YEG」といいます。）に、私も所属しています。令和5年土日本YEGの会長は初の女性会長であり、初めての著書として本書を執筆したとのことです。数年前の宮古島で行われた九州ブロック大会にも参加しておられました。さっそく、読んでみました。

本書では、メタバースやChatGPTなどAIが台頭し、ハイパーボーダレスな「新時代」を生きる経営者のために、基礎知識をわかりやすく解説しています。
たとえば、SDGs、GX（グリーントランスフォーメーション）、ウェルビーイング、D&I（ダイバーシティ＆インクルージョン）、人的資本経営、DE&I、女性活躍など。
聞いたことはあるけど、何となくしかわからない…という方に特におすすめです。わかっているようで、実は誤解しているかも。そういうこともあるかもしれません。特に、「女性活躍」については、著者も誤解が生じやすいと述べています。

女性活躍とは、女性を優遇する、という意味ではない。女性の購買力は市場の実に8割を占め、その影響力は絶大。そのため、女性マーケットにイノベーションを起こそうとする企業もある。役員に男性しかいないと、価値観や行動パターン、情報収集などのアンテナの向きが同じになりがちだが、女性という別の視点や能力を持つ存在がいることで、組織のリスク管理能力が向上し得る。女性が活躍する会社は投資家にも好まれ、安定的な資金調達にも有利。女性の方がリーダーシップ能力が高いというデータもある。女性は感情や表情を読み取る力が男性の20倍！
女性活躍とは、新たな成長とイノベーションを起こす起爆剤なのだ。
…目からウロコの内容ばかりです。ぜひ、一読してみてください。

未来はくるものではなく「創るもの」
明確なビジョンがあるから組織はワンチームになれる
「いつか自然に変わる」のではなく「変えるから変わる」

私もたくさんの気づきを得られた一冊でした。
素晴らしい方が日本のYEGを引っ張っていってくれていたんだなということも実感。地域の商工業活性化のため、中津YEGの活動も、しっかりやっていこうと改めて身を引き締めるきっかけにもなりました。

フィルムのなかの弁護士　～おすすめの弁護士モノをご紹介します！～

1　はじめに

弁護士会のなかでは、「自由と正義」「九弁連だより」「月報」など、複数の会内誌があります。そのなかで、私にお鉢がまわってきて、弁護士に関する映画・ドラマのご紹介をさせていただきましたので、一部修正の上ご披露いたします。王道中の王道の作品を中心にしておりますので、話のネタにもよいかもしれません。
なお、ネタばれ防止のため、また作品の評価は別れると承知しているため、過度に内容には踏み込みません。

2　「評決のとき」

（1996年、ジョエル・シュマッカー監督、マシュー・マコノヒー主演）

私のオリジンです。

黒人差別の根強い時代。娘をレイプされた父親が加害者らを射殺。裁く者＝白人たち、裁かれる者＝黒人。そこで弁護を引き受けたのは、何と白人の弁護士。差別と偏見にまみれた絶体絶命の裁判のなか、弁護人は何を語るのか―といった感じでしょうか。

中学校の頃、この映画を見て、子どもながらに感銘を受けました。この映画の最終弁論で、私は、「言葉の力で人を救う弁護士は素晴らしい仕事だ」と感じ、弁護士になると決めました。
その後、当時の感動が薄れてがっかりしないか、再度観るのが怖い時期がありましたが、今では、挫折したとき、しそうなとき、原点回帰するための重要なアイテムです。

原作者ジョン・グリシャムは、アメリカの弁護士・小説家。本作は処女作ですが、「Ｔｈｅ　Ｆｉｒｍ」（邦題は「法律事務所」）など、その後も、数々のヒット作を生み出しています。

Copyright (C)豊前総合法律事務所　All Rights Reserved.

3　「白い巨塔」

（1978年・田宮二郎主演、2003年・唐沢寿明主演、2019年・岡田准一主演ほか）

医療ドラマの最高峰と名高い山崎豊子原作の長編。時代にあわせ何度もリメイクを重ね、色あせない輝きを放っています。

ＴＶドラマは大きく第１部＝教授戦（選）、第２部＝医療訴訟の２つに分かれています。財前五郎と里見脩二という対照的な２人の医師としての生き方を通しながら、医療界の問題に鋭く切り込んでいきます。私が医療訴訟や医療に関する問題に興味をもったのはこのドラマを通してでした。医療訴訟に出てくる患者側弁護士vs大学病院側弁護士も対照的です。正面から医療ミスかどうかに焦点をあてた攻防から、遺族の声を丁寧に拾い上げ、説明義務違反の追及に至るまで、目が離せません。山場の１つである数々の証人尋問も興味深いです。

なお、弁護士モノではございませんが、同じ原作者の著作として、日航ジャンボ機墜落事故をモチーフにした「沈まぬ太陽」もおすすめです。

4　「ショーシャンクの空に」

（1994年、フランク・ダラボン監督、ティム・ロビンス主演）

ちょっと弁護士モノからは外れるかもしれませんが、スティーブン・キング原作の名作中の名作です。

この作品を通して、私は、「冤罪」について考えるきっかけを得られました。「もし、現実でこんなことが起こったら…」「誤って投獄されたりしたら…」映像で突きつけられると、また一層リアルに思い描けます。

舞台はショーシャンク刑務所。原作名は「刑務所のリタ・ヘイワース」ですが、その心は？ぜひ一度、鑑賞してみてください。きっと、爽快で胸のすくエンディングに静かな感動が押し寄せてくることでしょう。

なお、同じ原作者の著作として、有名な「グリーンマイル」（1999年、フランク・ダラボン監督）もまたおすすめです。グリーンマイルとは、死刑が執行される電気椅子まで歩む、緑色のリノリウムの廊下のこと。刑務所を題材にしたお話が多いですね。

5　「真昼の暗黒」

（1956年、今井正監督）

「お母さん　まだ最高裁があるんだ！」
その道の人には、あまりにも有名なセリフです。

時は遡り、1951年（昭和26年）に起きた八海事件。面会室で仕切りにしがみつき、上記の悲痛な叫びをあげる絵が頭に焼き付いて離れませんでした。やはり「冤罪」について考えるきっかけを与え、国家権力の恐怖を凄まじい迫力で描き上げています。

かなり古い映画ではありますが、今でも一見の価値ありと思います。

6　「十二人の怒れる男」

（1957年、シドニー・ルメット監督、ヘンリー・フォンダ主演）

ある一室。ある殺人事件の審議が行われていた。

劇中、部屋からは一歩も出ず、すべてがその一室で完結する。有罪は決定的と思われたその事件で、１人の陪審員が声を上げ、議論の末、物語は思わぬ展開へ…

私たち弁護士は、裁判員裁判において、判決に至るまでに展開される裁判官と裁判員の評議を見ることはできません。評議ってこんな感じなのかな…なんて思いながら見ていましたが、たった一室のできごとで、さまざまな気付きを得られる名作と思います。だからこそ長らく観られているのでしょう。

市民が議論を重ねれば必ず真実にたどりつく？感覚的な危うい判断？

この作品を観て感じることもひとそれぞれだと思います。ディスカッションのネタとしてもよいかもしれませんね。

なお、日本では「12人の優しい日本人」（1991年、中原俊監督）としてリメイクされています。こちらはコメディ。日本人が議論するとこうなるのか…と、日米の違いを考える題材としても面白いかもしれません。

Copyright (C)豊前総合法律事務所　All Rights Reserved.

7　「それでもボクはやってない」

（2007年、周防正行監督、加瀬亮主演）

痴漢事件では特に冤罪の危険性が指摘されています。この作品は、あまりにもリアルに、この問題点を抉り出している名作だと思います。

古くなりつつあるので、現在の痴漢事件の実務とは、若干異なっているところは出てきているかもしれません。それでも、日本の刑事司法の問題を、これほどまでに深く切り込んで描いた作品は、類を見ないものだと思います。

周防監督は、構想、取材など、作品を撮るための準備に膨大な時間をかけたと言います。私は大学生のときに劇場で映画を観ましたが、その衝撃たるや凄まじいものがありました。もし、自分が同じ目に遭ったら…。誰しも他人事でない、観ていただきたい一作です。

「控訴します」

ラストシーンの悲痛な叫びは、これまた忘れられないワンシーンとなるでしょう。

8　おわりに

弊所の相談室には、多数の弁護士／法廷ドラマのＤＶＤが備置されており、日々、クライアントとの雑談のネタになっています。

エイズ裁判と言えば「フィラデルフィア」（1993年、ジョナサン・デミ監督）、衝撃のラストとともに責任能力について考えざるを得ない「真実の行方」（1996年、グレゴリー・ホブリット監督）…などなど、まだまだたくさんの良い法廷映画があり、紹介し尽くせません。

子どもをめぐる争いを考える上では「クレイマー、クレイマー」（1979年、ロバート・ベントン監督）、周りからわかりにくい脳の障害について考えさせられる「コンカッション」（2015年、ピーター・ランデズマン監督）、男女平等を求めて戦う「ビリーブ　未来への大逆転」（2019年、ミミ・レダー監督）など、テーマ別にも、議論の題材を豊富に提供してくれます。

最近では、天才プログラマー金子勇さんの裁判をテーマにした「Ｗｉｎｎｙ」（2023年、松本優作監督）が話題になりました。非常に高い完成度であり、警察官を追い詰める反対尋問も必見です。

みなさまも、「映画」という切り口からコミュニケーションを取ってみたり、思考を深めていく材料にするというのは、いかがでしょうか。

法改正情報　～空き家問題に取り組む業者には必見！プライベートで空き家に悩まされる方にも～

周囲に著しい悪影響を及ぼす「特定空家」への対策を強化するため、平成27年に空家対策推進特措法（以下「法」といいます。）が制定されました。

しかし、この20年で、「居住目的のない空き家」が約1.9倍に増えており、今後も増え続けると推計されています。

このような課題に対応するために、令和5年12月13日、改正法が施行されました。改正は、従来の法を更に強化するためのものです。

従来の法はこのような制度です。すなわち、放置したままであれば倒壊等の危険性が高く、周囲に悪影響をおよぼす空き家を**「特定空家」**と指定します。その上で、特定空家には、**行政による指導**や**勧告、除去**等の**強制執行**を行うことが可能です。しかし、対処療法的な側面が否めず、行政の対応にも限界が生じていました。

今回、「『**特定空家**』になる前に予防的措置を講じられるようにすべき」との考えから、法改正に至りました。

改正で特に注目されるポイントは、**「管理不全空家」**が創設されたことです。「管理不全空家」とは、**管理が不十分でそのままにすると「特定空家」となるおそれがある空き家**のことです。従来の法は、行政による指導・助言・勧告措置ができるのが特定空家に該当したと認められてからでしたが、**改正法により「特定空家」の一歩手前である「管理不全空家」に該当した時点で行政による指導・勧告措置がなされる**こととなり、さらに**勧告措置を受けると、固定資産税の住宅用地特例が解除されて、固定資産税が6倍に跳ね上がってしまう**ことになったのです。従来であれば、空家になっても、住宅さえ建っていれば固定資産税の住宅用地特例による減額措置を受けることができていましたが、**今後は、定期的に空き家の状態を確認し適切に管理しておかなければ、固定資産税が６倍に跳ね上がってしまうことになった**のです。

空家が問題となる事案としては、相続が考えられます。弊所でも、遺産のなかに不動産が含まれる遺産分割事件を受けることが多いです。遺産の中に不動産が含まれる事案の多くは、相談をお受けした時点で、被相続人がお亡くなりになられてから、かなりの時間を経過しています。相続で不動産を取得するとなると、税金・管理等の負担を強いられるために、協議が難航していた事案が多く見受けられます。

しかし、今後は、悠長に構えてはいられません。遺産である不動産が空き家となっているのであれば、適正に管理し続けなければ「管理不全空家」に該当してしまい、固定資産税が6倍に跳ね上がってしまいます。また、不動産登記手続きにおいても、**令和6年4月1日から相続登記（所有者が亡くなった場合には、相続人の名義に所有者変更手続きを行うことです。）が義務化され、空き家の**

Copyright (C)豊前総合法律事務所　All Rights Reserved.

所有者名義を、３年以上亡くなった方のままにしておくと、10万円以下の過料を科されてしまいます。相続人にとっては、気が付くと、二重のデメリットを被ることになりかねないのです。

このようなデメリットを防ぐためには、一刻も早く問題・紛争を解決するのが不可欠です。弊所では、相続分野に注力を入れていることもあり、これまでに多様な遺産分割事件を取り扱っております。また、当事務所には、行政分野の専門家である**行政書士**、不動産分野の専門家である**宅地建物取引士**、空家分野の専門家である**空家再生診断士**など、多くの専門家が常駐しています。空家専門の不動産業者やリノベーション業者とも関係を構築し、連絡を取り合いながら日々意見交換を行っています。さらに、弊所弁護士は、**吉富町空家等対策協議会**の委員（令和5年3月31日～令和7年3月30日）でもあり、空家問題に関心を寄せて日々精進しております。

弊所としては、クライアントの皆様の問題・紛争を解決するだけでなく、地域が直面している空家問題にも率先して取り組んでいき、皆様がより生活しやすい地域になるよう奉仕してまいりたいと考えております。お気軽にご相談においでください。また、**顧問先のみなさまをはじめ、地域の事業者の方とも、強固な空家対策ネットワークを築いていきたい**と思っています。

セミナー報告

2024年5月5日　物流と弁護士の役割　@司企業株式会社　苅田営業所２階

北九州陸運株式会社様よりご依頼を受けて、同社で毎年行われています「全員総会」「安全大会」に出席してまいりました。そのなかで、「物流と弁護士の役割」と題して、従業員様向けのお話をさせていただきました。

「安全」大会ですので、安全運転を脅かす１つの要因である、「私生活上の悩み」に弁護士がどのように対応できるのかということを実際の事例も踏まえてお話しさせていただいきました。「あらゆる悩みは人間関係の悩みに集約される」とも言われることから、心理学の知見も踏まえた日々の生活の心得をお話しさせていただいたところです。

約40名の従業員の方々が熱心に話を聞いてくださり、とても良い刺激を受けました。本当にありがとうございました。

2024年5月11日　整骨院有志勉強会　第1回　@みやざき整骨院

前々から温めていた企画ですが、交通事故事件でいつもお世話になっております、整骨院の先生たちと有志でチームを組んで、勉強会を執り行いました!

柔道整復師の先生4名、保険代理店の方1名で、主に交通事故における施術費をテーマに、お話を展開していきました。交通事故に遭われた患者様が来られた際、柔道整復師の先生は、保険会社の示談代行担当者と施術についてさまざまなやりとりをなさいます。その保険会社の示談代行担当者が、どんな書籍を参照し、どんな文献を参照しながら、どのような考え方で、やりとりをしているのかについてお話しました。

患者様へのアドバイスのコツや保険会社とのやりとりのコツもお話しました。

「弁護士が介入するのはいつからがよいか」など、ご質問もたくさんいただき、大いに盛り上がってまいりました。

社内イベントとして研修等が必要な場合も、ぜひお気軽にお声がけください。

次回の整骨院勉強会は2024年9月22日18時から、みやざき整骨院にて開催予定です。ご興味がおありの方は、ご連絡ください。

みやざき整骨院　〒824-0026 福岡県行橋市道場寺1336-25

従業員の声、聴いてみませんか？
～連携保険代理店様からのおすすめ・ウェルビーイングナビについて～

いつもお世話になっている保険代理店（東京海上日動）の方より、大変興味深いサービスについて情報をいただいたので、共有させていただきます。

その名も、ウェルビーイングナビ。ウェルビーイングとは、WHO（世界保健機関）によると「個人や社会のよい状態」と訳されています。それは身体的・精神的に、というだけでなく、社会的なことや経済的なことも含むといいます。また、SDGｓにも関連する概念だそうです。妻によると、女性向けファッション誌でもウェルビーイングという言葉を目にしたことがあるとのことでした。

このサービスは、従業員がアンケートに回答し、その結果を分析するものです。

質問内容は、上司とのコミュニケーションから健康面に至るまで、幅広い分野をカバーしています。前述のウェルビーイングの意味を踏まえると、納得の内容ですね。

弊所も気になっているのですが、従業員数が20名以上の企業様が対象のようで、残念ながら取り組むことはできません。ただ、質問の内容は大変参考になります。今まで話題に上がっていなかった内容も多くありましたので、所内会議や懇親会などで尋ねてみようと思います。

社内アンケートで社員の本音を把握したい、「衆知を集め」たい、という方におすすめ。無料で対応できるというのも驚きです。ご興味がおありの方は、ご連絡ください。担当の保険代理店の方におつなぎいたします（もちろん、紹介料などはいただきません！（弁護士は法律上、もらってはいけません！））。

Copyright (C)豊前総合法律事務所　All Rights Reserved.

弊所スタッフ飯沼安彦が行政書士に合格しました！

われわれは**法**と**人間**にかかわる専門家集団ですので、日々、研鑽を積み重ねています。
それは弊所スタッフも同様です。弊所でバリバリと仕事に取り組んでおります事務長が、何と行政書士試験に合格しました！**行政書士**は、**分野不特定の法律系国家資格**です。日本行政書士会連合会は、行政書士が行い得る業務として「**中小企業支援業務**」を掲げており、企業のみなさまのご支援のために活躍することも期待されています。これからさらに手厚い顧問先様のサービスを開発していきますね！
今回はインタビュー形式でお話をうかがってみましょう。

Q　行政書士試験合格おめでとうございます！合格を受けてどんな気持ちでしょうか？
ありがとうございます。そうですね、海事代理士試験に合格した時には、かなり苦労しましたので、単に合格できたという喜びだけでしたが、今回は、嬉しいというよりも、陸上でも活動していくぞ！という強い思いだったことを覚えています。
先日、行政書士としての登録も完了し、今は、大きな使命感と責任感でいっぱいです。

Q　どうして行政書士試験を受験しようと思ったのですか？
そもそもは、海と陸の両方で、ワイドに皆様の役に立ちたいという気持ちがありました。そのなかで、行政書士を選択した理由ですが、携われる分野が、広かったためです。元来、欲張りな性格で、困っている人がいて、自分が知らないことでも、何とかしたくなるお節介焼ですので、一番自分の性格に合っていると思ったからです。

Q　合格までの道のりはいかがでしたか？
行政書士の試験は、法律分野と一般知識分野に分かれています。法律分野が満点であったとしても、一般知識分野で基準点を上回らなければ、それだけで足切り（不合格）となってしまいます。私は、過去２回、この足切りで不合格でした。そこで、合格年は、一般知識（政治・経済・社会問題等）にも取り組みました。その甲斐あってか、一般知識の足切りを突破して、合格をいただけました。
平日は日常業務・海事代理士業務、土日のほとんどは娘の部活動の遠征でしたので、勉強時間がほとんど確保できない状況下での、かなり工夫しながらの受験生活でした。

Q　そもそも行政書士ってどんな資格なんでしょうか。
行政書士といえば、自動車の登録と思いつく方が多いと思いますが、実は、会社設立、相続・遺言、公正証書や内容証明などの書面作成、著作権登録、各種許認可（行政に許可、認可申請等）等、数千種類にも上ります。
ですので、私自身が全て網羅しているわけではありませんが、これまでに行政書士試験以外に、不動産や知的財産などの様々な専門分野も勉強して、資格も保有しております。
「何をすればよいのかが分からない」方、是非、気軽にご相談ください。一緒に歩んで成長していきましょう。

Q　今後の抱負などございますか。
私自身、大学を卒業してから、20数年以上、法律紛争業務に携わってきました。
一方で、行政書士の業務は、紛争が起こる前の業務です。だからこそ、常に紛争になった場合の状況を考えながら、業務を遂行していく必要があると考えています。
これまでの経験を生かして、他ではできない、常に紛争の可能性を予期しながら、危機管理体制を整えて、身近でフットワークの軽い頼れる行政書士になりたいと考えています。

Q　中小企業支援に関し、補助金に興味を持っていると聴きました。この点はいかがですか。
日本を支えてきているのは、多くの中小企業の方々です。
国が補助金を施策しているということは、ある意味、今後の、国の道筋を示していると言っても過言ではないと思います。
補助金制度を有効活用することで、中小企業の発展を望んでいます。
私の業務が、その一助になれればと思い取り組んでいます。

発行元：豊前総合法律事務所
〒828-0028
福岡県豊前市青豊19-14スペースＩ
TEL：0979-53-9106
FAX：0979-53-9107

豊前総合法律事務所　**企業法務サイト**

Copyright (C)豊前総合法律事務所　All Rights Reserved.